

平成19年度からの 年金法改正のお知らせ！



付との差額を遺族厚生年金として
受給することになりました。

現行は夫が亡くなった場合

- ①遺族厚生年金を受給
- ②自分の老齢厚生年金を受給し、
遺族厚生年金は受給しない。
- ③遺族厚生年金の3分の2と自
分の老齢厚生年金の2分の1
の合計を受給

★女性と年金★ ●離婚時の老齢厚生年金分割

離婚時に夫婦の同意がある場合
または裁判所による決定があれば、
婚姻期間に応じた老齢厚生年金を
分割（二分の一を限度）できるし
くみが導入されます。

※ただし、平成19年4月以降の離
婚が対象です。

●遺族厚生年金の改正

妻が自分の老齢厚生年金を受け
られる場合、老齢厚生年金を全額
受給し、そのうえで従来の遺族給

日以前生まれの方）は、この新し
い仕組みの対象となりません。

●30歳未満の妻への遺族厚生年金

子のいない30歳未満の妻への遺
族厚生年金の支給が、5年間の有
期給付となります。※ただし、子
のいる妻または30歳以上の（子の
いない）妻は現行と同じ。

★働く高齢者と年金★

●老齢厚生年金の繰下げ

老齢厚生年金の繰下げ支給制度
が導入されます。↓今すぐ年金を
受ける必要のない方は、老齢厚生
年金を66歳以降に増額して受けら
れるようになります。（65歳から
老齢厚生年金を受けることができ
る方が、65歳からは受け取らずに、
66歳以降に支給の繰下げ申出をし
た場合は、そのときから増額され
た老齢厚生年金を受けることがで
きます。）

●70歳以上の在職老齢厚生年金

70歳以上の人に65〜69歳の人と
同様の在職老齢年金制度が適用さ

れます。（保険料は徴収されませ
ん）

70歳以上の方も、厚生年金の適
用事業所にお勤めの場合、老齢厚
生年金と賃金の合計額が48万円を
上回るときは、老齢厚生年金の全
額または一部の額が支給停止とな
ります。ただし、昭和12年4月1
日以前生まれの方は、対象となり
ません。

お問合せ

コザ社会保険事務所
年金給付課 ☎ 933-3439
うるま市年金課 ☎ 973-5498

